

本事務連絡は、公益信託の受託者が銀行、証券会社等の窓口において公益信託の運営に利用する口座の開設を希望した際の対応について、内閣府から全国銀行協会、信託協会、日本証券業協会等の金融関係団体に対して依頼したものです。

事 務 連 絡

令和 7 年●月●日

各 位

内閣府 公益法人行政担当室
(公益信託担当)

「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）」の施行に伴う依頼について

日頃より民間の公益活動の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、「公益信託に関する法律」は、昨年5月に成立し、本年6月には同法施行令、同法施行規則等が公布され、令和8年4月1日から施行される予定となっています。

○制度改正（税法改正を含む）の主な内容

項目	改正前（税法上の特定公益信託）	改正後
受託者	信託兼営金融機関、信託会社	制限なし（認可要件あり）
当初信託財産	金銭	制限なし
運用	預貯金、国債等の安定資産	制限なし
公益事務	奨学金等の「金銭」の支給が中心	制限なし
税制	公益信託許可とは別対応	公益信託認可に連動

改正後は、NPO 法人、公益法人、個人などが受託者となり、税制優遇を受けつつ、預貯金や有価証券による運用を行うことが可能となります。内閣府においては、受託者が信託財産を適正に分別管理するよう、公益信託の認可に当たり、専用口座の開設を求める方向で検討しています。

つきましては、別添資料の通り、公益信託の受託者（個人・法人）から口座開設の依頼があった場合、以下の取扱いにてご対応頂けるようお願い申し上げます。

また、本件につきまして、貴団体の会員の皆様等へ幅広くご案内頂ければ幸いです。

- ① 受託者本人の固有財産の口座とは別の「公益信託」専用口座の開設。
- ② 口座名称は「公益信託」の財産である旨が判明可能な名称の使用。

例：公益信託●●基金受託者××、公益信託受託××、××（公益信託●●基金口）

- ③ 「公益信託」専用口座内の資産から生じる利益についての「非課税」での取扱い。

問合せ先

内閣府 公益法人行政担当室（[TEL:03-5403-9413](tel:03-5403-9413)） 担当：豊福、青山、細川

以上